

告示

埼玉県告示第三百二十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、庄和北部土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和三年三月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 就任		
職名	氏名	住所
理事	筒井 祐一	埼玉県春日部市立野五百四十七番地
同	大瀧 勇	同 百三番地三
同	大塚 勝男	同 七百五十三番地一
同	小島 重弘	榎九百十九番地
同	渡邊 光男	同 五百四番地一
同	名倉 勇	倉常五百七十七番地一
同	八木橋 喜一	同 五十六番地一
同	橋本 信男	芦橋五十三番地一
同	齋藤 義則	同 九百六十五番地一
監事	貝塚 利雄	榎九百二十一番地
同	新井 基之	倉常十六番地一
同	増山 貞男	北葛飾郡杉戸町大字椿百四十四番地
二 退任		
職名	氏名	住所
理事	筒井 隆司	埼玉県春日部市立野五百四十三番地一
同	小島 繁夫	同 七百八十三番地一
同	大瀧 勇	同 百三番地三
同	小島 重弘	榎九百十九番地
同	渡邊 光男	同 五百四番地一
同	新井 孝次	倉常六十七番地
同	八木橋 喜一	同 五十六番地一
同	齋藤 義則	芦橋九百六十五番地一
監事	貝塚 利雄	榎九百二十一番地
同	新井 健児	倉常千七十六番地一
同	岩佐 宏	同 芦橋百六十六番地一